

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対する委員等からの意見と対応について

資料1-2

※下線部は環境審議会自然環境保全部会の委員

u003c/divu003c

番号	該当項目・ページ	意見の概要	対応	県の対応
1	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	「②保護及び管理の考え方」の項目名について、希少鳥獣に対して「管理する」という概念はあてはまらないと思うが、「保護及び管理」という表現で良いのか。(森部専門委員)	修正なし	国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の記述に合わせることにし、原案のとおりとしました。
2		鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1)希少鳥獣(p.10) 希少鳥獣は「個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める」となっているのに、調査に関する事項に希少鳥獣に係る調査項目がないが、矛盾しているのではないか。(森部専門委員)	追記	・鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 (p.37) 項目として「(7) 希少鳥獣に関する調査」を追加し、「希少鳥獣については、「レッドリストあいち」作成に関する生息状況調査を実施し、現況の把握を行っている。レッドリストを改訂する際には再び調査を実施するとともに、生息状況に係る情報の把握に努める。」としました。
3		希少鳥獣について、「人身被害等の特別な事由がない限り原則として捕獲しない」とあるが、学術調査のための捕獲もできないのか。希少種についての考え方について教えてほしい。(森部専門委員)	修正	「希少鳥獣(国が許可権限を持つ鳥獣を除く。)については、被害防除対策を優先し、原則捕獲はしない。ただし、学術目的や人身被害に係る場合等、特別な事由がある場合はこの限りではない。」と修正しました。
4		鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る基準の設定 (4)許可権限の市町村への委譲(p.13) 許可権限を委譲している種の中に、愛知県にいないはずのマンガースが含まれるのはなぜか。実態に合わせたほうが良いのではないか。(森部専門委員)	修正なし	愛知県事務処理特例条例により、マンガース等の事務委譲の対象となる種類を定めていることから、原案のとおりとしました。
5		鳥獣の管理を目的とする場合 (1)第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合(p.16) ⑤方法について、「鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛中毒の発生を抑えるため」という記述があるが、何に対する鉛中毒を防止するのかがわからない。対象が人なのか鳥なのか、明記すべき。(森部専門委員)	修正	「鳥類の鉛中毒を抑えるため」と修正しました。
6		鳥獣の管理を目的とする場合 (1)鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合(p.22) ④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定について、「農林業被害の防止の目的で～自らの事業地内において」とあるが、「事業地内及びその周辺」としたほうが被害防除の面では効果的ではないか。(森部専門委員)	修正なし	安全上の観点から、自らの事業地で実施することが望ましいため、基本指針の記述に合わせることにし、原案のとおりとしました。

1

※下線部は環境審議会自然環境保全部会の委員

番号	該当項目・ページ	意見の概要	対応	県の対応
7	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	鳥獣の管理を目的とする場合 (1)鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合(p.23)	修正	その他の獣類の捕獲頭数は、その他鳥類と同じく「当該事例ごとに判断する」とします。 また、ニホンザルについては、表の欄外に「ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）に定める群れの加害レベル別の方針に応じて捕獲頭数を検討する。」と追記しました。
8	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	鳥獣の管理を目的とする場合 (1)鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合(p.23)	修正	積極的に捕獲を実施し、個体数を減少させる必要がある指定管理鳥獣及び外来鳥獣、常時捕獲を実施するほど害性が認められる予察捕獲許可の対象種には許可の延長ができる規定とし、「なお、指定管理鳥獣、外来鳥獣及び予察捕獲許可の対象種（予察捕獲の対象市町村で、捕獲対象とする種の保護に支障がないと認められる場合に限る。）については、当該期間を1年の範囲内で延長することができる。」と追記しました。
9	特定計画に関する事項	第二種特定鳥獣管理計画 (8)計画の作成及び実行手続(p.33-34)	追記	鳥獣保護管理事業計画は、県が策定する計画であるため、特に主語の記載がない場合は、県が実施するものとしています。また、評価を実施する際は、専門家等で構成される検討会及び連絡協議会の意見を踏まえフィードバックを実施することから、その旨を明記しました。
10	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	方針～鳥獣の生態に関する基礎的な調査(p.36-37)	追記	・p.36 (1)方針に、「また、既存の調査を継続実施するだけでなく、新たな調査方法について検討し、鳥獣の生息状況等に係る情報の収集を推進する。より広範囲から多くの情報を収集するためには、ICT技術の活用や、県民参加型の調査も有効であることから、専門家の助言等を踏まえ、その実施について検討する。また、鳥獣の保護及び管理が抱える課題を解決するためには、県民の理解・協力が不可欠であることから、収集した情報については、行政等の関係者のみならず県民も活用できるよう、可能な限り県ホームページ等に掲載し、県民へのオープンデータ化を推進するとともに、情報を可視化するなど、わかりやすい形の提供に努める。」と追記しました。 ・p.37 「(8) 外来鳥獣に関する調査」の項目を追加し、「これまで、外来鳥獣を含めた外来種の調査を実施し、その結果に基づき「ブルーデータブックあいち」を公表している。今後も必要に応じて調査を実施し、外来鳥獣に係る情報の把握に努める。」としました。

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対する委員等からの意見と対応について

資料1-2

※下線部は環境審議会自然環境保全部会の委員

番号	該当項目・ページ	意見の概要	対応	県の対応
11	方針～鳥獣の生態に関する基礎的な調査(p.36-37)	外来鳥獣等について、市町村や猟友会等、鳥獣の管理を行う団体とも連携して情報を収集する必要がある。計画にもその旨記載するとともに、捕獲情報等を蓄積・整理し、活用できるようにしたほうが良い。(子安委員)	修正	p.37(1)方針の「専門家や鳥獣保護団体等と連携し」については、「専門家、自然保護団体、狩猟者団体や市町村等と連携し」と修正しました。
12	鳥類の生態に関する基礎的な調査(4)狩猟鳥獣生息調査(p.36)	キジ・ヤマドリを放鳥しない方針なら、あえて出会い数調査を実施する必要はないのではないか。(森部専門委員)	修正なし	当該部分は、基本指針の記述に合わせることにし、代表的な狩猟鳥類である種の生息状況の把握に資する内容でもあるため、原案のとおりとし、引き続き実施することとします。
13	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用調査(2)捕獲等情報収集調査(p.38)	捕獲等情報収集調査について、捕獲年月日、性別については報告を義務づけて、「見直しを図る」等の弱い書き方ではなく、「集める」とすべき。(森部専門委員)	修正	法令に基づく捕獲場所や捕獲数等の報告に加え、本県では全ての鳥獣について「捕獲年月日」、ニホンジカ等一部の鳥獣について「性別、成獣・幼獣の別、捕獲効率、目撃数」を追加で報告させています。 そのことを踏まえ、「必要に応じ」の記載を削除し、「捕獲年月日及びニホンジカ等の一部の鳥獣については、性別、成獣・幼獣別～」と修正するとともに、全体の記述を整理しました。
14	新たな技術の研究開発・普及(3)捕獲個体の有効活用や処分に係ること(p.38)	「有効活用」と「有効利用」という表現が混在しているが、定義して使い分けられているのか。(森部専門委員)	修正	「有効活用」に表現を統一しました。
15	鳥獣行政担当職員(3)研修計画(p.39)	研修計画について人数に「担当者」と記載があるのは変で、人数を明記する必要がある。また、鳥獣害対策の研修が欠如していると思う。項目に「回数/年」とあるので、表中の「1回/年」は「1」で良い。(森部専門委員)	修正	「担当者」の部分を一とし、注意書きで、「鳥獣行政担当者が広く受講するよう努める」と修正しました。 また、項目は「回数」に修正し、表中の表現は「1回/年」のままとしました。
16	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 保護及び管理の担い手の育成及び確保(p.41)	市町村役場の再雇用職員に対し、県がトップダウン的に生息調査、わな免許取得等の人材育成をするのが良いと思う。育成した人材は市町村役場をやめた後も従事いただけだと思う。(渡邊部会長)	追記	「(5) 獣類の市街地出没に対応する人材の育成・確保」の項目を追加し、「近年増加する市街地周辺への獣類の出没に対応するため、市町村等に向けた研修の実施等により専門的人材の育成に努めるとともに、県、市町村及び警察との連絡体制の整備を進める。また、市街地に出没した獣類による人的被害が予想される場合は、当該獣類の捕獲等を検討することとなるが、捕獲の実施にあたっては、民間団体等の活用も検討する。」としました。

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対する委員等からの意見と対応について

資料1-2

※下線部は環境審議会自然環境保全部会の委員

番号	該当項目・ページ	意見の概要	対応	県の対応
17	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 保護及び管理の担い手の育成及び確保 (2)研修等計画(p.41)	狩猟免許試験の回数が2回程度とあるが、少ないと思う。長野県や三重県では年4回、岐阜県では年7回実施している。捕獲の担い手が不足しているのであれば、狩猟免許を取得する機会を増やした方が良い。 (森部専門委員)	追記	狩猟免許試験の回数を試行的に増加させた年度もありましたが、受験者数は増加しませんでした。本県では、狩猟免許を所得する人数は多いものの、実際の捕獲に繋がらない状況に課題があると考え、狩猟免許所持者を捕獲に繋げる取組や、捕獲技術の向上に向けた啓発等の取組を推進します。 また、(1)方針(p.40)に、「捕獲技術の向上に向けた取組を実施する」と追記しました。
18	鳥獣保護センター等の設置(p.41)	鳥獣保護センター等の設置について、「保護及び管理の拠点」という記述がある。管理をしているなら「保護管理センター」とすべきではないか。また、第28表に「小中学校が環境学習の場として～」とあるが、小中学校に限らず多種多様な人が利用しているかと思うので、あえて限定せず、「小中学校が」の記述を削除されたい。(森部専門委員)	修正	基本指針では、従来の鳥獣保護センターについて、今後は保護及び管理に係る役割を担う拠点とし、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化する旨記載されています。その内容を踏まえ、項目を「鳥獣保護管理センター等の設置」とし、内容も合わせて修正しました。 また、「小中学校が」の記述は削除しました。
19	その他 感染症への対応 (2)方針(p.46)	③その他の感染症について、新型コロナウイルス感染症は、原因は不明であり、コウモリ由来と確定したわけではないので、あえて明記しないこととし、「コウモリなどの野生動物を介して」ではなく、単に「野生動物を介して」と記載すべき。(森部専門委員)	修正	「コウモリなどの」を記述を削除し、「野生動物を介して」と修正しました。
20	普及啓発 (1)鳥獣の保護思想の普及(p.47)	鳥類の保護思想は古い考え方だと思う。「鳥獣の保護及び管理についての普及啓発」とし、「生物多様性の理解について普及する」という記述を追加してはどうか。(森部専門委員)	追記、 修正	基本指針の記述に合わせ、項目名を「鳥獣の保護及び管理に関する啓発等」とし、「生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕獲等が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣については、可能な限り食肉等へ活用することを推進するように努める。」と追記しました。 なお、他の箇所にある「鳥獣の保護思想の普及」という表現も同様に修正しました。
21	その他 普及啓発 (2)安易な餌付けの防止(p.47)	項目名は、「餌付けの防止」で良いのではないか。また、「餌付けを実施する場合は」の記載は、観光事業者や観光客の餌付けを容認しているように思える。岐阜県の計画では、基本指針にのっとるだけでなく、「希少鳥獣の保護を目的として餌付けを実施する場合は～」としている。 (森部専門委員)	修正	基本指針の記述に合わせ、項目名は原案のとおりとします。 観光事業者等による安易な餌付けの防止と、それに続く一文を別項目にするとともに、餌付けを実施する可能性がある場合として「希少鳥獣の保護」が考えられることから、「希少鳥獣の保護を目的とした餌付けを実施する際には～」と修正しました。
22		公園のハトなどに無意識的に餌付けしてしまう事例もあるので、「観光事業者や観光客の餌付けを」の部分「観光事業者や観光客、公園利用者等による餌付けを」とできないか。餌付けは原則規制し、例外的に許可することはできないか。(子安委員)	修正なし	法や条令等により餌付け行為を一律に禁止するのは難しく、公園管理者等が土地の管理上の観点から、必要に応じて防止するものになると考えます。県としては、安易な餌付けが行われないう、引き続きその防止に係る普及啓発について取り組んでいきます
23	広報活動の実施 (2)年間計画(p.50)	鳥類の生息調査という項目があるが、調査の実施についてなのか、調査結果の公表についてなのか分からない。整理して記載してほしい。 (森部専門委員)	修正	項目名を「鳥類生息調査」から「鳥類生息調査結果」とし、その他の項目についても内容が伝わりやすいように整理しました。